

思川漁業協同組合

内共第10号第5種共同漁業権 遊漁規則

{全長制限}

第7条 次の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	15cm
うなぎ	30cm
もくずがに	甲の径 5cm
こい	30cm

{禁止漁法}

第8条 次の漁法は、使用してはならない。

- (1) 建網及び仕切り網
- (2) はえ縄
- (3) 袋網

{遊漁料の額及び納付方法}

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは、無料。肢体が不自由者のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁料
あゆ	投網・竿釣・投網	
うなぎ	手釣・竿釣・投網・うなぎ塚(5個)	全漁法
もくずがに	手釣・籠網(5個)・さで網	一律 2000円
こい	投網・竿釣り・手釣	

2 遊漁料の納付は、販売店又は組合事務所において遊漁料をそえて遊漁許可申込みをし、併し、当日手釣り・竿釣り・投げ網による場合は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

販売店名	所在地区	住所	電話番号
新名釣具店	姶良地区	姶良市平松4609-1	0995-66-2899
かめや釣具姶良(営)	姶良地区	姶良市東餅田1718-1	0995-67-1091
大庭商店	吉田地区	鹿児島市西佐多町261	099-295-2443
キラリ	吉田地区	鹿児島市本城町1408	099-294-4417
宮内自転車店	吉田地区	鹿児島市西佐多浦桑丸	099-295-2602

{遊漁承認証に関する事項}

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名・住所 (8) 注意事項
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 発行者名

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

{遊漁に際し守るべき事項}

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、漁場に際しては、相互に適当な距離を保ち、他者への迷惑行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

{漁場監視員}

- 第12条 監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関する必要な指示を行うことが出来る。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。
- (1) 氏名
(2) 有効期間
(3) 注意事項
(4) 発行者名

{違反者に対する処置}

- 第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻しえしないものとする。

この規則は、知事の認可を受けた日(令和5年9月1日)から施行する。

